

令和5年度（令和4年分） 上場株式等の配当所得等の課税方式の選択用申出書

| | | | |
|-----------------|--------|-----------|------------------|
| | | 整理番号 | |
| 1/1 現在 住所 | 逗子市 | 生年月日 | 明・大 昭・平 年 月 日 |
| ふりがな | | 作成 税理士 | 電話 () |
| 氏名 | 電話 () | | |

1 確定申告で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額

| | | 所得金額 | 市民税・県民税の源泉徴収税額 |
|-----------------|--------|------|----------------|
| 上場株式等の 配当所得等 | 総合課税 | | |
| | 申告分離課税 | | |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | | |

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税（復興特別所得税含む）15.315%と住民税5%の合計20.315%があらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているもののみです。

なお、所得税20.42%を源泉徴収されているものは、市民税・県民税が特別徴収されていないため、対象とはなりません。市民税・県民税申告（総合課税）が必要です。

2 市民税・県民税での申告

上記の確定申告書に記載した上場株式等に係る配当所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等について、住民税では、

1 すべて申告不要を選択します（以下の記載は不要です）

2 所得税と異なる以下の課税方式を選択します（以下の表に記載が必要です）

選択する番号に○をつけてください。

| | | 所得金額 | 市民税・県民税の源泉徴収税額 |
|-----------------|--------|------|----------------|
| 上場株式等の 配当所得等 | 総合課税 | | |
| | 申告分離課税 | | |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | | |

「2」を選択した場合

※ 申告不要制度及び所得税と異なる課税方式を選択する場合は、**令和5年度市民税・県民税納税通知書（特別徴収税額決定通知書）が送達される日までに申告する必要があります。**なお、送達された日以降に課税方式を変更することはできません。

※ 住民税の特別徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告の内容で市民税・県民税を課税する場合があります。

※ 申告不要制度を選択した場合、配当控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
また、**譲渡所得等を申告不要とし、損失があった場合、翌年に損失を繰越すことはできません。**

3 申告にあたっての添付書類

- 令和5年度 市民税・県民税申告書
- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書のコピー
- 特定口座年間取引報告書のコピー・上場株式等の支払通知書のコピー（口座数分必要となります）